

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四万十市	中筋地区(生ノ川・磯ノ川・上ノ土居・九樹・有岡・横瀬)	令和4年3月31日	令和6年 3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	179.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	128.7 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	47.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	19.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.4 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

(生ノ川) 基盤整備未整備の地区であり、地域の中心的担い手はなく、果樹を中心として地域農地の過半を地区外の経営体が耕作を行っている。地区内で今後耕作困難となった農地が発生した際に、地域内の経営体による耕作継続は困難となるため地区外を含めた受け手農家の選定が課題。
(磯ノ川) 基盤整備済の農地が大部分となっており、概ね地区内経営体による農地の耕作と維持管理が行われている。一部耕作していない農地があるものの、畑も概ね耕作されている状態。しかし、10年後を想定した際、地区内の担い手が育成されなければ耕作を継続できない農地が出てくる恐れがある。将来的な担い手確保が課題となる。
(上ノ土居) 基盤整備済の農地が大部分となっており、主に水稻栽培が行われており、中心経営体による農地の集積が進んでいる。山間部の農地を除き、荒れている農地はほとんど無く、畑も概ね耕作されている状態であるが、現在地区内で主に耕作を行っている中心的な経営体がリタイアした後に、農地維持管理の課題が出てくる事が想定される。
(九樹) 基盤整備済の農地が大部分となっており、主として水稻栽培が行われている。平場部分の農地は地域の農業経営体を中心に概ね耕作がされている。しかし、徐々に奥地部分の農地から遊休化してきている状態であり、今後さらに増加する恐れがある、地域経営体の高齢化や後継者不足による遊休農地化防止のための維持管理が課題となる。
(有岡) 基盤整備済の農地が大部分となっており、一部で施設野菜の栽培は行われているが、主として水稻栽培が行われている。水稻については一定の規模の地区内外の経営体により概ね耕作がされているが、各経営体は耕作規模としてはこれ以上の規模拡大の余裕がない状態で、耕作困難な農地が発生した際の受け皿が課題となる。
(横瀬) 基盤整備済の農地が大部分となっており、主として水稻栽培が行われている。水稻については一定の規模の地区内外の経営体により概ね耕作がされているが、各経営体は耕作規模としてはこれ以上の規模拡大の余裕がない状態で、耕作困難な農地が発生した際の受け皿が課題となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(生ノ川)

地域内には担い手は存在せず、水田の遊休化が進んでいる。現在地区外の経営体による耕作も行われていることから、今後耕作困難な農地が発生した際、関係機関の支援を受けながら、それらの経営体を含めた地区外担い手による耕作者への農地利用・集積を図る。

(磯ノ川)

地域内の担い手は少なく、今後10年程度の耕作維持するため、関係機関の支援を受けながら、集落営農組織を含めた地区内外の経営体への農地利用・集積を図っていく。

(上ノ土居)

地区内においては、現在一定担い手が存在するため、今後10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっているが、将来的には、現在の担い手がリタイアした後に、農地の耕作維持の課題が出てくることが想定される。方向としては地区外を含めた中心経営体への農地利用・集積を図っていく。

(九樹)

地区内では現在、地域の担い手を中心に今後10年程度の農地耕作・維持管理の目途がたっており、今後、経営体の高齢化・後継者の不在による耕作放棄を防止しながら、耕作困難となった農地については、関係機関の支援を受けながら地区内外の経営体への農地利用集積を行っていく。

(有岡)

地区内では現在、地域の担い手を中心に今後10年程度の農地耕作・維持管理の目途がたっており、今後、経営体の高齢化・後継者の不在による耕作放棄を防止しながら、耕作困難となった農地については、関係機関の支援を受けながら地区内外の経営体への農地利用集積を行っていく。

(横瀬)

地区内では現在、地域内外の担い手を中心に今後10年程度の農地耕作・維持管理の目途がたっており、今後、経営体の高齢化・後継者の不在による耕作放棄を防止しながら、耕作困難となった農地については、関係機関の支援を受けながら地区内外の経営体への農地利用集積を行っていく。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地であることが必要であるため、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(基盤整備への取組方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、主食用米については、収益性の高い「しまんと農法米」や「特別栽培米」の栽培に取り組むとともに、園芸作物の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。